

## 第45回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

1. 日 時 令和5年5月15日(月) 14時00分～16時00分

2. 場 所 環境局第1・2会議室

3. 出席者

(委員)

青木委員長、小谷委員長代理(WEB)、近藤委員、佐々木委員、谷内委員、玉川委員、山内委員

(大阪市)

堀井環境局長、川島事業部長、木村事業部まち美化担当課長

岡村健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、黒田消防局予防部予防課長

木村危機管理室危機管理課長、池松建設局緑化部企画運営担当課長

4. 議 題

(1) 条例改正の検討について

(2) これまでの議論の整理について

(3) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」新規応募団体について

5. 議事要旨

・条例改正に向けた検討事項について説明。

現行の禁止場所の定義や禁止地区の運用、他都市の状況及び禁止とする場所の整理など

・これまでの議論のなかでいただいた意見について説明。

過料徴収及び啓発指導體制、たばこ市民マナー向上エリア制度、市内全域における路上喫煙禁止にかかる効果的な啓発表示方法、加熱式たばこの取扱いなど

・喫煙所整備にかかる補助制度の申請受付開始について説明。

・新たに「たばこ市民マナー向上エリア制度」団体の申し込みがあったため、意見を求めた。

<主な意見質問等>

・まずは国や地方公共団体が管理するものを禁止区域としたうえで、私道などの私有地については財産権等の関係もあるので、所有者から申請等に基づいて禁止地区に追加したら良いのではないかと。

・受動喫煙問題や健康面を考えると、私有地や私道部分についても所有者等の協力のもと禁止区域としていくことも必要ではないかと。

・公開空地を禁止地区の対象外とする場合、公開空地内の喫煙者は過料対象とならないが、そこに接する歩道等での喫煙者は過料対象となるため、納得しづらいのではないかと。

・私有地で灰皿だけが置かれている場所について、灰皿を撤去してもらうのではなく、補助制度を活用して、しっかりとした喫煙所を設置してもらえればと思う。

・主要道路に接している公開空地等については、禁止区域とすることについて協力を得られるよう働きかけたほうが良いのではないかと。

・児童遊園が喫煙可能となってしまうと、受動喫煙の問題等が懸念される。

・喫煙所の案内表示を増やす等、喫煙される方のことも考える必要がある。

・私道によっては税制面の優遇や私権の一部制限を受けている点も考慮して、一定の線引きが必要となる。